

## 第2章 地域での生活支援の充実

### 【基本方針】

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、また、施設や病院から地域生活へ移行した方が円滑に地域で暮らせるように、利用者本位の生活支援体制の整備に努めます。

障害福祉サービスについて利用量が増加傾向にある中で、障害福祉計画に基づいて供給体制の確保や質の向上、福祉人材の確保に取り組みます。

また、障害がある人もない人もいきいきとした生活を送るためには、余暇活動など通じて生活を「楽しむ」ことが必要です。生活上不可欠な障害福祉サービスのみならず、生活の質（QOL）を高めるための環境づくりについても検討していきます。

#### 目標の見方

平成 32 年度までに

A : 充実・推進

B : 継続

C : 検討

新規：新たに取り組む事業

### 第1節 利用者本位の生活支援体制の整備

障害者が必要なときに必要な福祉サービスを利用できるように、東大阪市障害福祉計画において障害福祉サービス等の確保策を具体的に示し、訪問系サービスや短期入所（ショートステイ）、日中活動系サービス、地域生活支援事業などの供給主体の確保と質の向上に努めます。

発達障害児（者）施策については、関係機関の連携のもとでサービスの確保を図るとともに、発達障害に関する相談機関の充実を検討していきます。

相談支援については地域に根ざしたきめ細かな相談支援体制の構築に取り組みます。東大阪市民立支援協議会においては障害者を取り巻く環境の変化に対応した部会等の編成を進め、相談支援事業のあり方についても検討していきます。

意思疎通を促進する取り組みとして手話通訳・要約筆記・盲ろう者向け通訳・介助員の派遣による支援と人材の育成などを図ります。

また、高齢期の障害者の生活支援については高齢者保健福祉分野のサービスをはじめとしてあらゆるサービスとの連携の可能性を模索しその対応策を検討していきます。

## (1) 福祉サービスの供給確保と質の向上

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①訪問系サービス	訪問系サービスの担い手であるホームヘルパーの質の向上を目指します。	A	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター
	今後は、医療的なケアに対応できる介護職員の増加に向けた支援を検討します。	C	
②短期入所（ショートステイ）	それぞれの事業所の特徴、体制を把握しながら、緊急時に利用しやすい仕組みや医療的ケアが必要な方へのサービス提供について引き続き検討していきます。	A	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター
③日中活動系サービス	日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、日中一時支援事業及び地域活動支援センターで提供されるサービス等）は障害者がいきいきと生活できるよう、今後のさらなる充実を目指します。 また、医療的ケアを必要とする方にサービスを提供する事業者への支援を継続します。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター
④身体障害者への地域生活支援の充実	身体障害者への地域生活支援の拠点として、医療的ケアや地域生活への自立訓練、機能訓練などの機能を備えた入所施設としての充実に向けて、支援を検討していきます。	C	障害者支援室
⑤障害福祉サービス等の供給確保と質の向上	十分な供給量のないサービスについては、事業所等への働きかけなどで供給量の確保を目指します。 各種研修の実施などによって福祉人材の育成に努めるとともに、指定障害福祉サービス等事業所連絡会などによるサービス提供事業所の連携、質の向上を支援します。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター
⑥障害福祉サービス等の支給決定	サービスの支給決定については公平性の確保を図ります。 また、障害者の高齢化に伴い、介護保険へ移行することで支給量が減少する方の増加が見込まれるため、その対応策の検討を行います。 さらに、障害児の通学支援等、サービス利用の拡充についても検討を行います。	B	障害者支援室、学校教育推進室
⑦福祉用具の給付	障害を補う福祉用具の充実について国や大阪府に働きかけ、新品目の追加やよりよい製品の紹介などに努めます。	B	障害者支援室、福祉事務所

⑧障害者ケアマネジメントの充実	東大阪市自立支援協議会などで指定相談支援事業者や行政などが連携して個別事例への対応や相談支援事業のさらなる充実を目指します。適切なサービスを本人の希望に則してその人にあった形でコーディネートできるように、サービス等利用計画の作成を推進します。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター、委託相談支援事業者、指定（特定）相談支援事業者
⑨障害児（者）に対する地域での生活支援の推進	障害児（者）ができるだけ身近な環境で健やかに生活できるように、障害福祉サービス等の利用が円滑に行われるよう支援します。また、医療的ケアの必要な方が安心して地域で生活できるよう、日中の受け入れなどサービス提供の場については、医療分野との連携を進めます。法改正により府から移管された障害児通園施設における支援も含め、障害児通所支援事業として支援が必要な子どもに対してサービスを提供していきます。	A	障害者支援室、子ども家庭課、子育て支援課
⑩福祉人材の養成・確保	支援を担う専門的な人材を確保するため、ホームヘルパー・ガイドヘルパーの養成研修への支援を継続し、サービス提供事業者へのアドバイスに努めます。東大阪市自立支援協議会などで、困難となっている福祉人材の確保の方策等について検討を進めます。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター

## （２）発達障害児（者）施策の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①障害特性やライフステージに応じた発達障害児（者）施策の推進	既存の障害者サービスに加え、それぞれの障害特性やライフステージに応じた発達支援についてサービスの確保を引き続き検討します。ライフステージのつなぎを支援するツールとしてのサポートシートや、就労に関して各機関が情報を収集しやすくするためのアセスメントシートなどの活用を図ります。	A	子育て支援課、子ども見守り課、学校教育推進室、労働雇用政策室、障害者支援室、保健所健康づくり課
②相談機関の充実	発達障害者の相談支援については新拠点施設の基本構想にも組み込まれており、市域における相談体制の連携、システム化の構築について検討していく必要があります。 発達障害に関する必要な情報提供や、「疑い」の段階から相談できる発達障害に特化した相談支援機関の整備について検討します。	C	障害者支援室

## (3) 相談支援体制の充実

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①相談サービスの充実	<p>障害福祉サービス等の相談、生活に関する各種相談は、福祉事務所や保健所保健センター、委託相談支援事業所のほかに、身体障害者・知的障害者・精神障害者の障害者相談員においても行っています。</p> <p>また、障害児については療育センターや学校関連の相談体制を継続し、高齢期の障害者については高齢者保健福祉施策や介護保険制度における相談機能との連携を進めていきます。加えて、民生委員・児童委員や校区福祉委員会などの関係機関、コミュニティソーシャルワーカーとの連携も強化していきます。あわせて、相談機関の質の向上に努めます。</p>	B	障害者支援室、保健所健康づくり課、保健所保健センター、高齢介護課、福祉事務所、委託相談支援事業者、大阪府
	<p>地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討します。</p>	C	障害者支援室
	<p>指定（特定）相談支援事業所におけるサービス等利用計画の作成を支援します。</p>	A	障害者支援室、指定（特定）相談支援事業者
②地域包括支援センターと委託相談支援事業所の連携強化	<p>地域の高齢者保健福祉の核となる地域包括支援センターと障害福祉サービスの相談等を担う委託相談支援事業所の連携を強化します。65歳に到達した際には障害福祉サービスよりも介護保険サービスが優先される法制度上の課題について引き続き、関係機関と連携して解決に向けた方策を検討していきます。</p>	A	高齢介護課、障害者支援室
③東大阪市自立支援協議会の強化	<p>東大阪市自立支援協議会では、地域別会議やケア連絡会等の地域の関係機関よりあがる課題について、各部会・分科会を設置し、検討や施策提言を行ってきました。今後も障害者を取り巻く環境の変化に対応した部会等の編成を進め、必要な障害福祉施策の検討に加え、相談支援事業のあり方についても検討を進めます。</p>	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター、委託相談支援事業者、大阪府

④退所・退院に係る相談支援	施設や病院から地域に生活の場を移したり、家族から自立した生活を希望されたりする方が急激な生活環境の変化などで不安定な状況に陥らないように、また、生活の状況を把握し適切な支援につなげていけるように、各保健センター、福祉事務所及び（一般）相談支援事業所が、病院・施設等と連携を取りながら、地域の関係機関とともに相談支援を行います。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター、指定（一般）相談支援事業者、大阪府
⑤ピアカウンセリング	ピアカウンセリング（ピア＝仲間）とは同じ障害や、悩みのあるカウンセラーが自分の体験をもとに日常生活上の問題や、生活能力の取得に関する個別的援助・支援を行うものです。相談支援事業の中に含まれています。	B	障害者支援室、福祉事務所、委託相談支援事業者、大阪府

#### （４）ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①新障害児者支援拠点施設の建設	市における障害福祉事業の拠点として、ライフステージに応じて、相談支援機能、通園機能、医療機能、就労支援機能、文化交流機能等の9つの機能を持つ、新障害児者支援拠点施設の整備を進めます。	A	障害者支援室、子ども家庭課

#### （５）意思疎通の支援

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①手話通訳者の配置	各福祉事務所においては引き続き手話通訳者を配置します。主要な公的機関、施設への配置については検討を進めます。	B	障害者支援室、福祉事務所
②手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	新たに障害者基本法において手話が言語に規定されたことに鑑み、引き続き意思疎通支援に努めていきます。 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。	B	障害者支援室、福祉事務所
③手話通訳者等の養成	引き続き、手話通訳者に対するレベルアップ講座を開催し、登録手話通訳者の拡充を図ります。それに加え、その他意思疎通支援を行う方の養成を行います。	新規	障害者支援室

## 第2節 地域生活への移行の推進

福祉施設の入所者の地域生活への移行や入院中の精神障害者の地域生活への移行、また、家族からの自立を希望する方の地域生活への移行を推進するとともに、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営めるように、必要な訪問系サービスと日中活動系サービスの保障等について、障害福祉計画にサービスの具体的な整備目標を定め、基盤整備を推進します。

入所施設から地域生活への移行については、東大阪市自立支援協議会の地域移行・地域定着部会のグループホーム分科会などで、生活の場の基盤整備や共同生活援助（グループホーム）の運営における課題について検討していきます。

精神障害者の退院促進についてはチーム支援による病棟の訪問活動や地域生活の体験を通じた支援の充実に努めます。

全国的な問題となっている触法障害者への支援については関係機関との連携のもとで触法障害者に対する理解の促進に努めます。

### （1）施設入所者の地域生活への移行の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①施設入所者の地域生活への移行の推進	<p>施設入所者への働きかけやグループホーム等の宿泊体験などを通じて、地域生活への移行を推進します。</p> <p>また、家族と暮らしている方で自立した生活を希望している方の地域生活への移行も支援します。</p> <p>東大阪市自立支援協議会の地域移行・地域定着部会などで地域移行後の生活や地域移行が実現しなかったケースの検証を行います。</p>	A	障害者支援室、福祉事務所、指定（一般）相談支援事業者、大阪府



## (2) 精神障害者の退院促進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①精神障害者の退院促進	精神科病院に入院中の精神障害者のうち退院可能な方に対し、退院に向けての支援及び退院後の自立生活のための支援を行います。地域移行への動機付けや不安軽減、地域生活のイメージ作りなどの働きかけを行い、チーム支援による病棟の訪問活動等を継続します。体験居室型ショートステイ事業等を検討します。東大阪市障害福祉計画において具体的な数値目標と取り組みを定めます。東大阪市自立支援協議会の地域移行・地域定着部会での検討や、東大阪市こころの健康推進連絡協議会との連携によって退院促進を推し進めます。	A	保健所健康づくり課、保健所保健センター、障害者支援室、指定（一般）相談支援事業者、大阪府

### 精神障害者体験居室型ショートステイ事業

東大阪市自立支援協議会地域移行・地域定着部会において、平成 24 年度～25 年度の 2 か年に実施されたモデル事業です。社会福祉法人運営の体験用居室（ワンルームマンションの一室）が地域に開放され、地域移行・地域定着を目指す精神障害者の方に体験利用をしてもらいました。実際に地域生活を体験し具体的なイメージを持つことで、利用者の不安軽減に役立ち、また地域移行の可能性や必要な支援体制の見極めができるなど、自立した生活を目指す精神障害者にとって体験居室がとても有効であることが実証されました。市における事業化に向けて検討を進めています。

## (3) 住宅の確保

多様な居住の場の確保や住宅改造に対する支援に努めます。

【第 3 章「第 2 節居住環境の整備の促進」参照】

## (4) 触法障害者への支援

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①支援体制の整備	関係機関と連携し、触法障害者について理解を深め、今後の支援のあり方について検討を進めます。	新規	障害者支援室、福祉事務所
②保護観察所が中心となる精神保健福祉関係機関との「ケア会議」への協力と情報の共有化	ケア会議において、処遇に関する必要な情報を関係機関において共有し、一般の精神医療や精神保健福祉サービスへ円滑に移行できるように関係機関の連携のもと支援していきます。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター
③処遇終了後の精神保健福祉サービスに関する支援の継続	医療観察法に基づく処遇終了後は、一般の精神医療や精神保健福祉サービスを適切に利用できるよう支援していきます。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター



### 第3節 社会教育と余暇活動の取り組みの充実

障害者が生涯を通じて社会参加と自己実現を図り、生活の質を高めることができるように、学習機会の充実や、文化・スポーツ活動の充実を図ります。

#### (1) 生涯を通じた学習機会の充実

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①東大阪市民講座	生涯学習は市民が主体的に学び、自らを高めることを基本に、幅広い年代層を対象に実施しています。	A	社会教育センター
②大活字本・点字図書・対面朗読など	視力が弱くなった方、目の不自由な方などに各種資料による情報を提供します。朗読のボランティアなど障害者への対応を継続します。大きな活字の本（大活字本）、録音図書（カセットテープ図書やデージー図書）、ボランティアの協力による対面朗読や録音図書の作成などを進めます。	A	図書館

#### (2) 文化・スポーツ活動の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①障害特性に合ったスポーツ教室の開催	障害者の健康増進と生きがいづくりのため、高井田障害者センターで各種スポーツ教室の開催を実施するなど、事業の充実に努めます。	B	障害者支援室
②文化・芸術活動の充実	東大阪市民文化芸術祭 芸術・文化活動に関する情報提供を充実するとともに、社会教育センターや公民館等で継続的に学べる機会や障害者の社会参加に寄与する活動の充実に努めます。	B	社会教育センター

#### (3) 余暇活動や社会参加の取り組みの充実

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①日中活動の場の充実	一般就労への支援とは別に、雇用契約にもとづかない就労継続支援B型や生活介護、地域活動支援センターI型、生活訓練など、障害特性に応じて社会参加できる場の充実に向けて支援を行います。	B	障害者支援室
②ガイドヘルプサービスの充実	障害者の余暇活動や社会参加の推進に向けてガイドヘルプサービスの充実に努めます。	B	障害者支援室